

登校・出勤許可書

この度、学校保健安全法に定められた学校伝染病罹患の本学学生、教職員について、病名及び今回の出席・出勤停止が必要であったと考えられる期間を、お手数をおかけいたしますが下記にご記入いただきますようお願い申し上げます。
(お問合わせ先：事務局 TEL 0256-52-2120)

種別・病名		登校・出勤・出席停止の期間の基準
第一種感染症 ()		治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(3日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎(プール熱)	主要諸症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで
第三種 腸管出血性大腸菌感染症・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他の伝染病		

学籍番号・氏名(本人が記入)

病 名

(登校・出勤停止の期間： 年 月 日 ～ 月 日)

上記疾病に関しては伝染のおそれがないと認めるので、登校・出勤を許可します。

年 月 日

医療機関名

医師のご氏名

Ⓜ

上記の疾病に罹患した場合、学校保健安全法施行規則に示す基準により、登校・出勤できないことになっています。医師より許可をもらったら、学生・教職員はこの許可書を事務局に提出してください。

なお、この情報は、その他必要関係者、保健所(緊急時)以外の第三者に原則開示されることはありません。